

午三〇年 弘化十一月

中村八郎左衛門
加藤又左衛門

ヒレ付

書面申上候通町年寄江被仰渡候段奉承知候、

本所見廻

午十二月十七日

午十二月朔日

町年寄

橋錢

〔江都管鑰秘鑑四〕永代ばし爲修復料往來の人々より渡り錢取度願出る事

永代橋町懸りとなつてより○享保六年三月破損修復といふにおよばず、大風洪水の手當等まで、皆町方より致事なるに、彼長虹天に横はるともいふべき無雙の大はしなれば、日々の費用大方ならず、深川筋の町人共大にあぐみせんところを知らず、依之別紙の趣意を以町奉行所へ願出ければ、出雲守越前守相談の上、是又餘儀なき事に思はれしかば、則上書壹通りに委細の譯を記して台聽に達せらる、其文に曰く、

覺

深川町々總町人共
永代橋向寄
江戸町々町人共

右町々の者共、相談之上相願候は、永代橋去亥年三月御取はらひ被仰付候處、風雨の節渡船難義、火事等之節も、江戸向より老若足弱の者共立退、怪我も無御座候處、橋御取拂に罷成候而者、殊之外迷惑仕、其上諸事不勝手に御座候間、其儘に被爲差置被下候はゞ、永々斷絶無之様修復